

令和5年5月2日

第13号

# 高齢者支援課だより

地域包括支援センター  
居宅介護支援事業所  
介護サービス事業所 御中

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて

日頃から小平市の介護保険事業にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等では示されておりました。

今回、コロナ特例事務連絡における人員基準等の臨時的な取扱いについて、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけの変更後（令和5年5月8日以降）においては、添付資料の「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）のとおりとなりますので、お知らせします。

臨時的な取扱いが終了する内容等については、別紙2「位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表（R5.05.01）」でご確認をお願いします。

また、このことに伴い、過去の高齢者支援課だよりに掲載をした小平市での臨時的取扱いについては、下記のとおりとしますので、併せてご確認をお願いします。

### 記

#### 1 当該臨時的な取扱いを、令和5年5月7日をもって終了するもの【参考資料1】

- ・令和2年2月28日付高齢者支援課だより第34号
- ・令和2年3月2日付高齢者支援課だより第35号
- ・令和2年4月13日付高齢者支援課だより第2号
- ・令和2年4月13日付高齢者支援課だより第3号
- ・令和2年4月16日付高齢者支援課だより第4号（2のみ（第6報関係））
- ・令和2年6月2日付高齢者支援課だより第7号
- ・令和2年6月25日付高齢者支援課だより第11号

#### 2 当該臨時的な取扱いを、当面の間継続するもの【参考資料2】

- ・令和2年4月16日付高齢者支援課だより第4号（1のみ（第2報関係））

#### 【添付資料】令和5年5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」
- ・【別紙1】新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡一覧（第1報～第27報）
- ・【別紙2】位置づけ変更後におけるコロナ特例事務連絡の取扱い整理表（R5.05.01）

#### 【問い合わせ先】

小平市 健康福祉部 高齢者支援課 給付指導担当  
電話：042（346）9595 FAX：042（346）9498